

WTOと地域統合の関連と方向性－経済学の視点から "The Relationship Between WTO and Regional Integration and Their Directions: from the Point of View of Economics"

阿部 顕三

大阪大学大学院経済学研究科教授

WTO(世界貿易機関)は、GATT(関税と貿易に関する一般協定)による多国間の貿易の自由化をより一層押し進めるものとして、1995年に設立された。現在は、そのもとで貿易の自由化を促進するための多国間の交渉(ラウンド)が行われ、また通商面での紛争処理などが行われている。

WTOの新ラウンドであるドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド)は2001年に立ち上げられたが、その交渉は難航し、2004年7月になって初めて交渉の枠組みの合意がなされた。そして、昨年末の香港閣僚会議では、2006年中の交渉妥結に向けて、本年4月末までに農産品・非農産品のモダリティ(具体的な関税引き下げ率など各国の共通ルール)に合意することを目標とした。しかし、農業問題での対立などからその目標の達成には至らず、本年7月末にその交渉は「凍結」され、WTOによる自由化交渉は危機的な状況にある。

他方、近年、日本は東アジア諸国を中心としてFTA(自由貿易協定)を積極的に進めてきた。すでにシンガポールとのFTAは2002年11月に、またメキシコとのFTAは2005年4月に発効している。また、2005年12月にはマレーシアと、またフィリピンとは本年9月に協定が署名され、タイとも協定の締結に大筋で合意している。

FTAは関税などの貿易障壁の撤廃を目的としたものであるが、これらの国々との協定は実際にはEPA(経済連携協定)であり、協定国間でのさまざまな経済取引を円滑にするための幅広い経済協力を目指すものである。EPAは、たとえば知的財産保護や競争政策などの経済制度の調和に関する規定や、フィリピンとの協定における看護師・介護福祉士などの受入などの人の移動に関する規定なども含んでいる。

FTA交渉により重点が置かれるようになってきた理由の一つは、FTA交渉がWTO交渉よりも比較的容易であることである。現在、WTOには149もの国や地域が加盟しており加盟しており、加盟国間の複雑な利害関係や交渉分野の拡大から合意を取り付けるのは難しくなっている。これに対して2国間や少数国間の貿易交渉であれば、相互の共通の利害を見つけることが比較的容易であり、貿易の自由化の手段としてFTAへのシフトが生じた。

また、WTOも一定の条件の下でFTAを認めている。GATT第24条によると、域外国に対する関税等は、FTAの締結前とくらべてより制限的であってはならず、域内においては実質上すべての貿易について、関税その他の制限的通商規則を廃止し、原則として10年以内に取り決りを完成させなくてはならない。人の移動も含むサービスの取引については、GATS(サービスの貿易に関する一般協定)第5条に規定されている。

WTOによる自由化であれ、FTAによる自由化であれ、貿易障壁の削減は経済効率上より望ましい資源配分をもたらすと考えられている。関税の引き下げなどの自由化が行われれば貿易取引が活発化し、経済効率が上がるというものである。自由化によって国内の非効率な生産がより効率的な外国の生産に代替され、消費者はより安く輸入品を購入することができるという意味で域内国の経済厚生は高くなる。この効果は一般的に貿易障壁の削減によってもたらされるものであり、FTAのみならずWTOによる多国間交渉を通じた自由化によっても生じるものである。

この貿易の自由化のメリットについては、十分に理解されていない点もある。たとえば、貿易を自由化することで、比較劣位を持つ国内の産業はより厳しい競争にさらされ、衰退を余儀なくするかもしれない。効率性が上がるという言葉、国内産業の衰退は失業問題などを引き起こすので貿易の自由化は必ずしも良くないではないかという批判をよく耳にする。

しかし、より効率的な外国の生産が不効率な国内の生産に取って代わることは一国全体にとって利益となることを簡単な例で説明することができる。たとえば、日本の国内の生産者は1200円、外国の生産者は1000円で供給できるとしよう。もし、300円の関税が課せられていれば、輸入品の国内価格は1300円となり輸入が行われず、国内の生産者は1単位当たり100円の利益を得る。関税が撤廃されると、この商品は外国から1000円で輸入され、国内の生産者は供給できなくなるので100円の利益を失うことになる。しかし、消費者は1単位あたり300円の利益を得るはずであり、

第3セッション

消費者の利益と生産者の損失を足しあわせてみれば、輸入1単位当たり200円分の純便益が発生する。

貿易の自由化は一国全体としてみれば利益をもたらしているもので、それによって損失を被る人たちに対して適切な所得の再分配政策がとられれば、すべての人たちの便益を引き上げることができる。また、一時的に失業問題が生じるとしても、それは比較優位を持つ産業へ労働力をシフトさせるような労働政策が取ることによって解決すべき問題であろう。

一方、FTAによる自由化とWTOによる自由化には異なる点もある。FTAが域内と域外の外国の生産者を差別的に取り扱うのに対して、WTOでは、最恵国待遇と呼ばれる無差別原則によって、原則としてすべての外国のとの取引を無差別に取り扱うという点である。

この違いがFTAのデメリットであると言われる「貿易転換効果」をもたらす。FTA締結前にGATT/WTOの最恵国待遇に従っているとすれば、自由化が行われても原則としてすべての国からの輸入に対して原則として同率の関税がかけられており、外国の生産者の中ではより安く生産できる生産者からの輸入が行われる。しかし、FTAの場合、域内のみで自由化が行われるため、本来はより効率的な域外の生産者からの供給が、メンバー国のより非効率な生産者からの供給に代替される可能性がある。その結果、FTAが域内の経済厚生を引き下げてしまうというものである。たとえば、A国はある財を800円で、B国は750円で供給できるとし、日本がA国とFTAを締結することを考えてみよう。FTA締結前、WTOの最恵国待遇に従って両国とも100円の関税が課せられているとすると、850円でB国から輸入が行われるであろう。ところが、日本がA国とFTAを締結し、A国に対する関税のみを撤廃すれば、B国からの輸入はA国からの輸入に代替され、800円で輸入が行われる。

一見すると、FTAによってより安い価格で輸入が行われるので日本は利益を得ているように思える、しかし、FTA締結前は1単位当たり100円分の関税収入があり、それを国民に還元するとすれば、850円から100円を差し引いた750円分の負担でこの財を1単位消費できており、非効率なA国とのFTA締結によって日本の国民は1単位当たり50円の余分の負担を強いられることになる。この意味で、FTAによる貿易の自由化は、最恵国待遇にもとづくWTOの自由化よりも非効率な資源配分をもたらす可能性がある。

また、FTAは実務的な面でもより大きなコストをもたらす可能性がある。FTAは締結国間における貿易障壁を撤廃するものであるため、原産地規則を定め、規則に沿ってその財が域内国の財であるのか、あるいは域外国の財であるのかを確定しなくてはならない。

特に、財の生産が複数の国にまたがる場合、その財がどの国の財であるかを確定する作業は複雑になってくる。このような場合、最後の実質的な財の変更がなされた国を原産地とする。しかし、「実質的な変更」をどのように判断するかについては、関税番号が変更されたかどうか(関税番号変更基準)、一定以上の付加価値をつけたかどうか(付加価値基準)、また、あるレベル以上の加工が行われたかどうか(加工工程基準)、などがある。

東アジアでは垂直的な生産工程の分業が進んでいる。さらに、多国籍企業などでは製品の企画、生産、販売といったいわゆるバリュー・チェーンがグローバル化し、細分化された企業の生産活動のプロセスが複数国間にまたがる傾向にある。このような状況のもとでは、生産者が中間財などの種類や価値額を巧妙に操作することで原産地を変え、関税負担を軽減しようとする迂回行為が横行する可能性もある。逆に、輸入国が原産地規則を厳しく適用したり、乱用することによって、関税負担を軽減させないようにすることも起こりうる。

さらに、原産地規則を正しく適用するためには原産地を偽装するような行為を防がなくてはならない。これまで特に食品の原産地表示に関して、肉類や野菜などを中心として少なからず偽装事件が起こってきた。財を輸入する際の原産地を特定は、それを輸入した後で販売する場合の原産地の表示することは異なるが、十分なモニタリングができれば原産地の特定の際にも偽装が起こりうる可能性もある。

また、多くの国と個別にFTAを結ぶことになれば、それぞれのFTAにおいて個別の原産地規則が策定されることになる。個別の原産地規則にもとづいて輸入の手続きを行うことになれば、事務的作業面の煩雑と資源の浪費をもたらしかねない。これはバグワティ教授によって指摘された「スパゲティ・ボウル現象」である。

FTAは交渉が進めやすいというメリットもあるが、交渉の容易な財の貿易障壁が撤廃され、他の一部の財の高い貿易障壁を残してしまうことになりかねない。フィリピンと合意された協定においても、日本側は砂糖、鶏肉、パイナップルなどの農産品について、一定の輸入数量までは定率の関税で、その枠を越えると高関税を課すという関税割当

第3セッション

を適用する。比較的交渉が容易な貿易障壁の低い分野や品目についてのみ自由化が行われ、保護の程度の高い一部の品目について相当程度の保護を残すとすると、例外品目に対する相対的な保護の程度、あるいは「ゆがみ」をより一層おおきくすることになる。セカンド・ベスト(次善)の理論にもとづいた研究によると、「ゆがみ」の拡大は経済厚生を引き下げてしまう可能性が高い。

WTOのドーハ・ラウンドが難航する中でより一層FTAに対する期待が高まると思われるが、FTAには上述のようなデメリットもある。WTOによる自由化は経済効率や実務の面からFTAよりも優れていると考えられ、「凍結」されたドーハ・ラウンド交渉の早期の再開に向けて最大限の努力が必要であろう。また、もし、FTAをより一層拡大していくのであれば、それぞれのFTA間において原産地ルールなどをできる限り統一的なものとし、また、自由化を免除する例外的な品目をできる限り少なくすることが望ましい。また、先にも述べたとおり、日本のFTAは単なる貿易の自由化のみならず非常に幅広い経済協力について取り極めを行うEPAであり、WTO交渉では取り上げられない分野の交渉も行われている。二国間・地域間の交渉では投資、人の移動や競争政策などの調和などに重点を置き、WTO交渉とすみ分けを行うことができれば望ましいであろう。

(本稿は、拙稿「偏り少ないFTAを一乱立で効率低下も」、日本経済新聞・経済教室、2004年12月21日、および「WTO・FTAすみ分けをー重要な「無差別原則」」、日本経済新聞・経済教室、2006年6月12日を修正・加筆したものである。)